



生涯学習
マスコット
マナビ

生涯学習のまなび

まなび

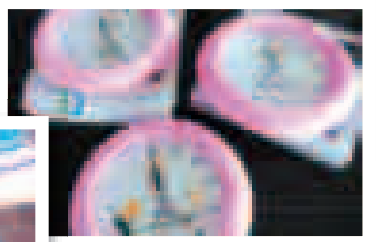
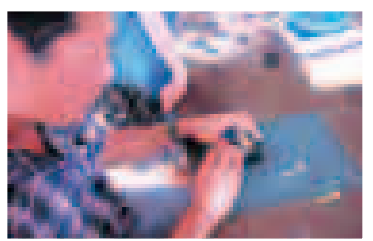
響きあい
共に育つ
「人づくり」

「夢時計」

～夢へのカウントダウン～

世界に一つだけのMy時計を作いませんか？

10月26日から27日にかけて開催される美郷フェスタの文化展内で「生涯学習奨励員コーナー」を設置します。今年のコーナーは、世界に一つだけのオリジナル時計工作。工作に慣れていない方からプロ級の方まで幅広く楽しんでもらえるよう、奨励員たちも工夫を凝らしながら準備を進めています。皆さんもぜひご参加ください。



「夢時計」工作コーナー

- 日 時 ● 10月26日(土)～10月27日(日)
午前9時～午後3時
- 会 場 ● 美郷総合体育館リリオス
(美郷フェスタ会場内)
- 定 員 ● 1日30名
- 材 料 費 ● 200円
- 参加方法 ● 両日とも、午前9時から整理券を発行します。

問い合わせ

町教育委員会 生涯学習課
社会教育班 ☎0187(84)4915

六郷、仙南出張所

土日祝日も夜7時まで 利用できます！

出張所の業務時間 / 8:30～19:00

出張所の休業日 / 毎週月曜日
(国民の祝日にあたる場合は翌日)、
12月29日から翌年1月3日

10月の休業日は

7 15 21 28 11/5
月 火 月 月 火

六郷出張所
(美郷町学友館)

☎ 0187(84)4904
☎ 0187(84)4040
FAX 0187(84)3763

仙南出張所
(美郷町公民館)

☎ 0187(84)4915
☎ 0187(83)2280
FAX 0187(83)2451

出張所ではこのような 業務を行っています

右記の
証明書の
発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 所得証明書
- 非課税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 身分証明書
- 印鑑証明書
- 課税証明書
- 納税証明書
- 合併証明書

税や
使用料の
収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ

次の届出は出張所では 取り扱っていません

※役場住民生活課に届出してください。

住所に関する届出

- 転入届
- 転出届
- 転居届
- 世帯主変更届

戸籍に関する届出

- 出生届
- 婚姻届
- 入籍届
- 離婚届
- 転籍届
- 養子縁組届 など

※土日祝日または夜間にあたる場合は、役場日直または宿直に届出してください。

印鑑の登録に関する届出

- 登録
- 改印
- 廃印
- 登録証の再発行

国民年金からのお知らせ

専業主婦(夫)の年金が改正されました

国民年金は、日本国内に住所を有している20歳以上60歳未満の全ての人加入しなければならない制度です。

職業などの種類によって第1号被保険者(自営業、学生)、第2号被保険者(会社員や公務員)、会社員や公務員により扶養されている配偶者(3号被保険者)に区分されます。

第3号被保険者の保険料は配偶者が加入している年金制度全体として負担する仕組みのため、保険料を納める必要はありません。しかし、配偶者の退職やご自身の収入増加により扶養から外れた場合には、第1号被保険者への変更届出をしたうえで保険料を納めなくてはなりません。

保険料をさかのぼって納めることができるのは2年までです。届出が2年以上遅れると保険料の「未納期間」が発生してしまい、将来、年金を受け取ることができなくなるおそれがあります。

このたび、専業主婦(夫)の年金が改正され、手続きをすると「未納期間」を「受給資格期間」に算入できるようになりました。

手続きをすると…

①年金受給資格を得ることも…

老齢基礎年金を受け取るためには、「25年以上の受給資格期間(保険料を納めている期間)」が必要です。手続きにより未納期間が受給資格期間に算入されるため、老齢基礎年金だけでなく、万一の際の障害基礎年金・遺族年金の受給権確保につながります。

※この場合の受給資格期間は、年金を受給するために必要な加入月数には算入されますが、老齢基礎年金の受給額には反映されません。

②保険料納付により受給額アップ

手続きにより、本来はさかのぼって払うことができなかった期間(最大10年分)の保険料を納付することができますようになります。保険料を納めると、納付額に応じて老齢基礎年金の年金額が増えます。

年金の切り替え手続きが2年以上遅れてしまったことがある方は、お早めに、国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570(011)050
大曲年金事務所 ☎0187(63)2296

問い合わせ 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険料を納めないでいると…

災害などの特別な事情がなく介護保険料を滞納し続けていると、滞納している期間に応じて次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れないようにしましょう。

①1年以上滞納すると… → 償還払い化

介護保険サービスを利用したとき、通常1割負担のところ、いったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分(費用の9割分)が払い戻されます。

②1年6カ月以上滞納すると… → 一時差し止め

利用した介護保険サービスの費用をいったん全額自己負担したうえで、保険給付分の払い戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差し止められます。さらに滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

③2年以上滞納すると… → 給付額減額

保険料を納めていない期間に応じて、自己負担が3割に引き上げられます。高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費なども支給されません。

※高額介護サービス費

本人の所得や世帯の課税状況に応じて、自己負担額が一定額を超えた場合、申請により超えた部分が払い戻されます。

※特定入所者介護サービス費

非課税世帯の方が施設や短期入所サービスを利用したときに、食費や居住費について一定額を超えた部分が保険給付されます。

災害などの特別な事情により一時的に保険料が納められなくなった場合は、納付の猶予や減免が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911